

第14回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月5日（月）午後1時27分から午後2時52分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員（24人）

1番	清水 静 枝	2番	中 村 滋
3番	箱 田 裕 史	4番	浦恩城 由 子
5番	佐 藤 勲	6番	寺 崎 正 親
7番	今 井 隆	9番	大 野 俊 彦
10番	信 澤 健 治	11番	中 沢 幸 子
12番	山 田 孝 夫	13番	天 田 晃
14番	戸 塚 英 子	15番	塚 越 勤
16番	永 井 保 伸	17番	石 川 大 輔
18番	川 野 健 一	19番	福 田 敬 一
20番	西 山 康 雄	21番	反 保 勉
22番	飯 野 利 貞	23番	新 井 元
24番	設 楽 明 志	25番	金 井 政 明

4 欠席委員（1人） 8番 須 田 直 子

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八 木 秀 明
局長補佐	荒 木 聡
係長	石 井 孝 磨
係長	渡 邊 喬 丈
主任主事	飯 塚 淳
主任主事	引 田 めぐみ
主任主事	安 藤 優 太

6 職務のため出席した農林課職員

主任主事	佐 藤 裕 徳
------	---------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第8 議案第7号 高崎市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第9 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第12 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1 時 2 7 分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆さん、おそろいのようなので、第14回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきます。

お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後、議事進行につきましては、今井会長よりお願いしたいと思います。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長 それでは、ただいまから第14回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席、議席番号8番の須田直子委員から欠席との連絡がございまして、全員25名のところ24名となりまして、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました、次に、議事録署名委員の指名並びに書記の任命を行います。

それでは、私のほうから議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号2番、中村滋委員並びに13番、天田晃委員の両名を指名いたします。また、書記には事務局、石井係長を任命いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどをお願いいたします。

それでは、早速、議案第1号に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、令和6年3月22日許可、高農委指令第1668号でございました。取消しの理由につきましては、譲渡人の都合により農地として売買することになったためとのことでございます。なお、許可取消し後の3条許可申請、議案書9ページ、議案第3号ナンバー9が提出されております。

以上、農地法の規定による許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま1件の取消願の説明がございました。

それでは、皆さん、これより審議に入ります。

質疑をお受けいたしますけれども、ご質問等ございましたらお願いいたします。

これといってなさそうなので、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に入ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は露天駐車場でございます。平成23年8月23日許可、高農委指令第1176号でございました。変更の理由は、当初許可の目的に利用する計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書16ページ、議案第5号ナンバー21が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。令和6年3月22日許可、高農委指令第1655号でございました。変更の理由につきましては、単有名義を共有名義に変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書19ページ、議案第5号ナンバー33が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま計画変更の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから質問等お受けいたします。2番は、継承者2名、最初は1名だったのですけれども、ご夫婦で名前を入れたということで。

どうでしょう、何かございますでしょうか。

なさそうなので、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、自宅建築中の土地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

2番 今月は、保留でお願いいたします。

3番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯の申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、自宅に近接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました許可取消願、議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が提出されております。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は、保留1件を除く8件でございます。なお、この8件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 ただいま3条の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑等をお受けいたします。

ここの中で2番が保留ということで、次回またあれですか、協議、審議になるのですかね。それと、ここの中でナンバー1の譲受人の人が、今までいたところが婦恋村ということなので、また、自宅建設で農地もすぐそばにあるということは、これはあれなの、向こうでも803アールで、キャベツをやっているの。

○事務局 はい、キャベツを。

○会長 キャベツ。

○事務局 はい。

○会長 それで、こっちへ結婚してあれかな、こっちへ家建てる予定で進めているの、これは。

○事務局 そうですね、こちらの今回の申請地の隣の場所にご自宅を建築中でございまして、その隣も売りに出ていたことから。

○会長 それで一緒に。

○事務局 はい。一緒に。

○会長 農地だから、あれかな、高原キャベツなんかでこっちで苗を作るといって、徐々にそういうふうになっているのかな、これは。

○事務局 そうですね。申請内容を確認させていただきますと、キャベツの苗を栽培することで。

○会長 よくこっちの平坦地のほうで苗作って、また向こうへ持って行って植えるということで。では、向こうは向こうで従事者がいるわけね。

○事務局 そうですね、婦恋村のほうに確認したところ、特に向こうで離農するというような話が出ていなくて、向こうのほうで主に耕作はする、続けていくような形で、調査の結果、そのように伺っております。

○会長 そういって、この譲受人の人が毎日こっちから向こうへ通いで行くというあれでもないのだろうけれども、毎日行くのではないのだろう。

○事務局 こちらは、想像になってしまうのですけれども、恐らく経営されている方だと思いますので、パート従業員の方が何名もいらっしゃって、そういった方を中心に多分耕作ができるような状況なのだと思います。

○会長 農業従事者2名ってあるけれども、雇用しているわけだ。何名か。

○事務局 そうです。今回、婦恋村のほうからは、農地台帳に掲載されている、こちら2名ということで伺ってはいるのですけれども、パートの従業員とかもいらっしゃるということで聞いておりますので、そのような耕作を継続するのかわかるとは思います。

○会長 そういうことだそうです。

どうでしょう、皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第4号に入ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 墓地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという墓地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 1件の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

なかなか昔のお墓で墓地として許可取っていないというのが、結構あるのはあるのです。今新たに墓地なんていうと、なかなか許可受けられませんが。こういうところが、まだ調べてみれば結構あるのではないかなんて思うわけですが。

どうでしょう。ないですね。

○全員 なし。

○会長 それでは、なければ許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

順調に進みますね。5条は数がありますから。

それでは、続きまして、議案第5号に入ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、建築業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、自宅への通路が狭く不便なため申請地を買い受けて通路を拡幅したいという通路用地の申請でございます。

21番 契約内容は売買、清掃業を営んでいるが資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が提出されております。

22番 契約内容は売買、自動車修理業を営んでいるが従業員駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

23番 契約内容は使用貸借、建設工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

24番 契約内容は売買、解体業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

25番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

27番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

28番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を夫の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は賃貸借、河川工事に伴い申請地を借り受けて仮設事務所を設置し使用したいという仮設事務所の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和6年8月25日から令和7年7月31日までの約11か月間でございます。

30番 契約内容は使用貸借、住宅への進入路として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

31番 契約内容は贈与、所有地に隣接する申請地を譲り受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございまして、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

32番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲

住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました許可後の計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー2が提出されております。

34番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

36番 契約内容は贈与、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。宅地と一体利用の計画でございます。

ナンバー37からナンバー48及びナンバー56からナンバー75につきましては、一連の送電線撤去事業の関連案件でございます。一時転用期間以外は契約の内容以降が同様でありますので、説明を一部省略させていただきます。なお、順番どおり説明いたしますと、途中で別の案件が入るため、ナンバー48の説明の後には、ナンバー56から75を先に説明させていただきます。

37番 契約内容は賃貸借、送電線の除却工事に伴い申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和6年10月1日から令和7年2月28日までの5か月間でございます。

38番 契約の内容以降は、同様でございます。

39番 契約の内容以降は、同様でございます。

40番 契約の内容以降は、同様でございます。

41番 契約の内容以降は、同様でございます。

42番 契約の内容以降は、同様でございます。

43番 契約の内容以降は、同様でございます。

44番 契約の内容以降は、同様でございます。

45番 契約の内容以降は、同様でございます。

46番 契約の内容以降は、同様でございます。

47番 契約の内容以降は、同様でございます。

48番 契約の内容以降は、同様でございます。

56番 契約の内容以降は、同様でございます。

57番 契約の内容以降は、同様でございます。

58番 契約の内容以降は、同様でございます。

59番 契約の内容以降は、同様でございます。

- 60番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 61番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 62番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 63番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 64番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 65番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 66番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 67番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 68番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 69番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 70番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 71番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 72番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 73番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 74番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 75番 契約の内容以降は、同様でございます。
- 49番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。
- 50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 51番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。
- 52番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。
- 53番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、一体利用地の関連案件といたしまして、次のナンバー54が提出されております。
- 54番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、一体利用地の関連案件といたしまして、さきのナンバー53が提出されております。
- 55番 契約内容は売買、自宅敷地が狭く駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。
- 76番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電

電設備設置用地の申請でございます。

77番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和6年8月23日から令和9年8月22日までの3年間でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請は77件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の一括説明がございました。あっち行ったり、こっち行ったり、ちょっと皆さんも内容的に考える時間がちょっと必要かななんて思うわけですが、これより5条の審議に入るわけですが、この中に58及び59については農業委員の反保勉委員に関係する案件が入っております。農業委員会等に関する法律第31条において「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とありますので、また、ナンバー37からナンバー48及びナンバー56からナンバー75までは同一事業の関連案件となっておりますので、これらは最終の協議、質疑として、その際は反保勉委員に一時ご退出をお願いいたします。

それでは、まず初めに、ナンバー37からナンバー48及びナンバー56からナンバー75を除いて質疑をお受けしたいと思います。分かりましたか。大丈夫ですか。

それでは、それ以外の方から質問等お受けいたします。

このナンバー4からナンバー11、これは一般住宅で申請8件分、これは筆という、分筆したのだけれども、これの通路用地というのは、もう周り分筆してみんな通路用地は確保できているのかな、ここは。

○事務局 はい、そうです。旗ざおにしたりですとか、道には面している形ですので、そのように分筆されて、今回8件出ております。

○会長 そうなの。

いいですよ、皆さんのほうから質問出してもらって。

○25番金井委員 よろしいですか。

○会長 はい、いいですよ。

○25番金井委員 25番の金井です。77番ですが、黒土採取という形でしているのですが、どのくらいこの黒土を取って、下げるのだかというのが1つと、これを運び出すのに運搬路というのはないのかどうかという。それと、あと、周辺の影響なんかないのかどうかというの、それを聞いたのですけれども。

○会長 では、今の質問に、ちょっと細かい説明をお願いいたします。

○事務局 まず最初のご質問ですが、今回1メートル掘削する予定でございます。運搬路に関しては、こちら道路に面している土地になりますので、特に、そちらの公道を使って運び出すような形で

ので、問題はないと考えております。周囲への影響でございますが、南側に畑が1筆ございますけれども、そちらにも特に影響はないような状況でございます。現在こちらの申請地がもう大分荒れ果てた、雑木等が生えて荒廃農地となっておりますので、そちらに関してきれいにしていただいた後、黒土を採取するというような計画でございます。また、北側の1筆になるのですけれども、こちらは76番で申請のある太陽光発電設備用地になる予定でございますので、そちらへの影響はないのかなということで考えております。

以上でございます。

○25番金井委員 1メートル下げるといことになると、周辺から1メートル下がった低地みたいなものができるわけですね。そのやつは、土は、穴埋めしてやってやるのか、それとも、そのままの状態なのかということなのですか、それは影響ないのですか、大丈夫なのですか。

○事務局 委員さんがおっしゃるとおり、1メートル掘削しますので、最終的には表土が15センチほど掘ってありますので、そちらを戻すような形になりますので、約80センチから90センチぐらいは少し下がるような形にはなるのかなということで考えて申請をいただいております。

○25番金井委員 水はたまらないですね。そうやって水がたまるとか、そういうのいないのですか。その上に。

○事務局 特に道路面に対しては、周りに1メートルの保全区間を用意しているので、農地の中に、自体には水がたまる可能性というのはあるかもしれないのですけれども、道路より低くなるというような施工の方法ではないので、その辺に関しては問題ないのかなということで考えてはおります。

○25番金井委員 大雨が降ったときには何かそれがたまるわけですね。だから、そういう状態で置くということでもいいわけですね。

○事務局 それも自然に浸透はするとは思いますが、そこまで池のような状態にはならないということと考えております。

○会長 水がたまって、ボウフラがわくとか、そこまで水はたまっていないと思うけれども。

○22番飯野委員 はい、関連。

○会長 飯野委員、どうぞ。

○22番飯野委員 先月も黒土のことで同じ業者が申請したわけで、そのときも求められて話をしたわけですが、今回は、これも地主さんと一緒に現場を見ましてよく確認してきましたけれども、そういう中で、まさに今金井委員さんが言うとおりの申請、黒土採取ですから、これは黒土部分がほぼ1メートルということで申請になっていまして、先月話したように、その間に表面に15センチから30センチを残しておいて耕作できるようにということでやっているのが一般的にそういう申請になっていると思いますけれども。今回も、その中の約1メートルだか、30センチとかありますと、何十センチも差ができてしまうわけなのですから、その辺については、残土、ちょっと赤土みたいのをストックなんかしてあって、それを埋めて表面に黒土をして耕作するというのが一

般的なやり方になっています。私も、先月も求められたように、榛名地区においては黒土販売が非常に多くて、たしか、その合併前時点から、もう30年、40年前から、そういう黒土需要があってやってきている中で、いろいろと問題が起こっていたので、いろいろ指摘させてもらいましたがそれでも、それで、また、社会の需要も変わってきました、需要も少なくなっているかと思うし、それで、分離がされると、先ほども、この間も話したように、4メートル、5メートルも掘って、それで、石とか、そういう入っているやつまで入れてしまっ。産廃でなければいいのだというようなことだったし。また、それについても、はっきり言いますが、農業委員会もそれを見て分かっている、なかなか改善できていなかったように私も認識しています。そこが問題だったのですけれども、その辺は改善されているなとも思っています。

以上なのですけれども。分かりづらい、分かりましたか。

○会長 はい。今、飯野委員から細かい説明がございました。これは、一時転用ですけれども、ちょっと期間が3年間ですか。

○22番飯野委員 そうですね、はい。その辺もよろしいですか。

○会長 では、簡潔明瞭にお願いします。

○22番飯野委員 はい。もう3年間といいますけれども、これは、そういう、今のこの1反ちょっとぐらいだと、もう1年もたたないで、どんどんこうやっていますから。この転用期間というのは3年って決まっているらしいですけれども、もう、そういうので早くに仕事をどんどん進んでしまっ。いったのは、事業としても、事業者もそういうところは意見ができるというので、遊んでいるというわけにいかない、そうやっている、そういう話も業者からも聞いています。付け加えさせてもらいました。

○会長 はい。期間は3年間だけれども、早く済めば、済んだであれなのでしょう。今のこの期間が終わるということで。注文もらってから、黒土を運んだり、そういうことがあって期間がかかるでしょう。

どうでしょうか。皆さん、質問がなければ……

○25番金井委員 ちょっといいですか。

○会長 金井委員。

○25番金井委員 最後、今の農業委員会のほうで、例えばそういう土取った場合には原形に復旧する。そういうことだと。高さについてですね。するとかって、そういう条件というのはつけられないのですか。例えば、だから、黒土を取った後を、ほかのやつを土へ入れてやって元へ戻すと、そういうようにする条件をつけるというのはできないのですか。

○会長 表土だけはね。

○25番金井委員 表土だけ。

○会長 表土はあれなのです。今までどおり、その復元するあれまでは、あれだよ。

事務局。

○事務局 先ほどのご質問ですけれども、条件をつけられるかどうかというお話になれば、こちらとしては、恐らく元に戻してくださいということをつけることは可能なのかとは考えているのですけれども、その辺は地権者様と業者さんのほうの間のどういった計画で復元をしてほしいかということ、意図を酌んで申請書をお預かりしていますので、必ずしもこちら側から全て条件をつけるということがいいことなのか、悪いことなのか判断が難しいところになってくるのかなというところになります。

金井委員さんがおっしゃっているとおり、元の農地に戻すということが正しい方法なのだとすれば、当然そういった条件もつけてしかるべきなのかなとは思っているのですけれども、なかなかその辺は地権者様と業者さんのほうもいらっしゃることなので、こちら側から強制的にやっていただくような条件をつけるのは、今のところ差し控えさせていただいているような状況ではございます。

○25番金井委員 でも、最終的にあれですね、現況を直して整備をする機能が發揮できないわけですね。要は畑で使ったのを、今度は1メートルも下がってしまって水がたまるような状況になると、畑の利用ができなくなってしまうのです。だから、そういう利用ができないような農地を認めるかどうかというのがあるのです。そういうような状況でいいのかどうか。畑の状況。

○事務局 その場所、場所によって土が取ったことによってへこんでしまう農地もあるでしょうし、もともと高いような状況で、隣より高くなってしまうような農地というのは、土を取り除くことによって逆に平らになって使いやすいというようなところの条件も出てくるので、その辺を一概に黒土の採取だから全て元に戻すというのは、条件づけというのはかなり難しいのです。農地に戻してくださいというのは、必ずしも元に戻してくださいということではなくて、農地として利用できる状態に戻してくださいということになりますので、特にその地権者さんと業者さんの間で、これだけ、この程度戻せば農地として利用できるよというお話であれば、その条件って受けざるを得ないのかなということが、事務局のほうの考えにはなっているのですけれども。

以上です。

○25番金井委員 藤岡でも取っている場所があるのです。いわゆる、その場合は、全部元に戻して、土を入れてあって、表土をしてあって、元の状態へ戻した状態で戻すという形にしているらしいです。

○事務局 はい。

○25番金井委員 高崎は、だから、そうにしないということで。

○22番飯野委員 ちょっと補足させていただきます。長くなるかもしれませんが。今の金井さんが言っているのを、先ほど私もしましたように、申請は1メートルの掘削なので、それで、元へ戻すという申請なのです。ですから、農地としては、それで、今説明があったように使えるわけで。ですから、低くなることは、可能性はないわけです。申請した、1メートルして、また戻すと

いうことですから。この件に対しては、やっぱりそんな心配しているようなことはないと思います。

○25番金井委員 元へ戻すということでは分かります。

○22番飯野委員 それで、もう一つ付け加えますと、実は1件、申請が1メートル低くなった場所がありました。それが会長ともいろいろ話した、一昨年ですか、もう2年前になると思うのですけれども、それがどうしてだったかということになると、途中で石なんか入れて、深く入れたので、それを指摘したところ、業者さんが、申請が1メートル深かったので、そのままですって、それで今その状態になって、低くなっている場所が、この自分が見ている中で1件だけあります。ほかのところは、今その用地の状況によって、それなりの農地は、使い勝手のいいようになっていますけれども、1件だけそれなので、今それでは本当にどうにもならない、誰も使えない、貸したくも借りれない、売るも売れない、本当に困っています。それも、まさに自分の家の自宅の200メートル分、目の前です。そういう件がありました。

○会長 では、そのぐらいでいいのですか。

○22番飯野委員 はい。

○25番金井委員 はい。

○会長 ほかに。ほかに農業委員さんから何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

○全員 なし。

○会長 それでは、皆さんから、もうこれ以上質問ないので、ナンバー37からナンバー48及びナンバー56からナンバー75を除く案件については終了したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 次に、ナンバー37からナンバー48及びナンバー56からナンバー75について、これより協議に入ります。また、関連する委員さんおります。反保勉委員の一時ご退出をお願いしたいと思います。

(21番反保委員 退席)

○会長 いいですか。それでは、ナンバー37からナンバー48及びナンバー56からナンバー75について、これより協議に入ります。質疑をお受けいたします。

これは、木造の木の電柱でしたっけ。ちょっとそこを。

○事務局 そうです。古い送電線として使われておりました、木の電柱もございましたし、鉄筋製、コンクリート製の電柱もありまして、皆さんが考えるような送電線というと、多分鉄塔のようなものを考えられると思うのですけれども、そういったものではなくて、本当にふだんその辺りに立っている電柱の少し大きいようなもので、かなり昔に使われていて、今はもう電線が変わっていないものになります。

○会長 住宅地が増えると電気の容量、ちょっと送らなくてはならないので、よく電線も太くしたり、そういう工事やっています。そういうことで随分懐かしいな、木の電柱って今どきまだそういうの

があったのかななんて。そういうのでこれだけ場所を使うということで申請が出てきたわけです。

どうでしょう、異議がないでしょうか。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 そうすれば、ナンバー37からナンバー48及びナンバー56からナンバー75について、許可相当として農業委員会ネットワーク機構にまた意見聴取しますけれども、それもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、反保勉委員、入室してください。

(21番反保委員 着席)

○会長 ここでまだ議案あるのですけれども、ここで一休憩して、今日この議案が終わったら公害対策委員会も続けてやりますので、ここでちょっと休憩を入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。

議案第6号に移ります。

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

1 現況地目は、いずれも山林となります。非農地としての理由でございますが、いずれも農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明がございました。

次に、地域担当委員から報告をお願いします。今回、吉井町の多胡地域ですので、新井元委員から報告をお願いいたします。

○23番新井委員 ナンバー1について現地を確認した結果をご報告いたします。

7月10日に推進委員の白田弘子委員と事務局職員と現地を確認してまいりました。現地は、いずれも接道がなく、数多くの雑草、雑木、それから竹が生い茂っている状態でした。そのため農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 ただいま新井元委員から報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。ここも傾斜なのであれでしょう、再生、補助事業でありますけれども、再生する、その農地をするというのもちょっとここは難しいかななんて、そんなような状況です。私もちょっと写真見させてもらったのですけれども、これはやむ得ないかななんて思うわけですが、どうでしょう。誰か質問ございますでしょうか。

なければ、非農地証明ということで証明してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、議案第7号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

議案、農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。別紙でお配りしているA4横の冊子、「高崎市農用地利用集積計画総括表」をご用意ください。

利用権設定促進事業は、市町村が権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和6年9月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。

それでは、「高崎市農用地利用集積計画総括表」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、利用権の設定を受ける者は1名、利用権を設定する者は3名です。利用権が設定される面積は、地目、畑が3筆、面積が2,669平米、そのうち使用貸借で設定された筆数はゼロ、中間管理事業で設定された筆数は3筆となっております。

続きまして、総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと、今回に関しましては、全て10年以上でして、地目、畑が3筆、面積が2,669平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。この借りる人は何歳ぐらい。10年というのだけれども。

○事務局 借りる人は、法人でして、吉井で大きくやっていますが、今回、先月の7月31日付で3社が統合されるという話がありまして、その法人が今回中間管理事業に出しております。

○会長 最後のページにありますよね。ここも随分面積増やしているけれども、きちんと管理できて

いるのかな。

○事務局 はい。現地見させていただいている限りはきちんとやっているようでございます。

○会長 大分面積が多いから、ここに雇用して、ここで従事者結構入れないとまた大変かななんて思うわけですけども。

どうでしょう、皆さんから質問等ございますでしょうか。

○20番西山委員 いいですか。

○会長 はい、お願いします。

○20番西山委員 これは、吉井でキウイフルーツをしている関連だということなのですけども、先ほど会長が聞いたように、何年かたってきて、それと、非常に面積が多くて、現在でも7.5ヘクタールかそのくらいなので、農業委員会として、これだけの大きな面積があれば、1回ぐらいは全体としてか、どういう形でか見てもいいのかななんていうような気がするのですけども、その辺の考えはありますか。

○会長 そうだね。そういうふうに。一度視察して参考にもなるし、どんなような状況。私も、初めのときに行って、何年前だったかな、2年ぐらい前かな、吉井のほうに行って。

○事務局 2年ぐらい前です。

○会長 2年ぐらい前だよな。はい。だから、皆さんも、一回参考のために見てもらえばいいのだけですけども。

○20番西山委員 結構大きいから、いろいろな農業者から聞かれるわけさ。

○会長 そうか、そうか。

○20番西山委員 ですけども、農業委員会で一回も見えていないから、どんな状態かってなかなか説明もできないから。

○会長 そうか、そうか。では、また。

○20番西山委員 なってからでも構わないのだけですけども、あんまり向こう行かないうちに一回ぐらいはいいのかなとは思っただけですけども。

○会長 そうすれば、そういう機会をまた班長さんの集まりがあるから。

○20番西山委員 はい。

○会長 今日、そんな集まりが終わった後あるのだけですけども。では、そこで、どういうふうに個人に見に行くのだから。

○20番西山委員 全体でバスというわけにもいかないだろうし。

○会長 そう、そう。向こうでも事前調査でも行けばちょっと寄ればいいのだし。

○20番西山委員 何回かに分けても、事前調査みたいのでも回ってもいいし。

○会長 そうだね。参考のためにね。

○20番西山委員 はい。

○会長 また、それ考えてみます。できれば、聞くより見るほうがうんと参考になりますから。

ほかにございますでしょうか。

そうすれば、なければ、この申請どおりで決定してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することといたします。

それでは、これより報告事項に入ります。第1号から第4号まで。

それでは、事務局お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は庭用地、用途指定区分は第1種住居地域、ほか4件、合計5件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は準工業地域、ほか34件、合計35件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、この1件につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番及び2番につきましては令和6年6月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手の遅れにより転用許可が令和6年7月4日付で調整されましたことをご報告申し上げます。

3番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

4条申請5件、5条申請39件、合計44件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和6年7月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 ただいま報告が1号から4号までございました。この件に関して、皆さんから何かお聞きしたいことありますか。

なければ、その他に移ります。

事務局から何か皆さんにお知らせとかないですね。

この後、公害対策委員会を引き続きやるので、取りあえずこの総会をここで締めます。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上で第14回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時52分 閉会